

## 藤沢市

### 基礎情報

【人口】 423,894 人 【世帯】 180,170 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

### 【母子・父子世帯数】

児童扶養手当受給者世帯 母子家庭 2,369 世帯、父子世帯 103 世帯、養育者家族 12 世帯  
（平成 27 年 3 月 31 日現在）（藤沢市ワンポイント指標 2016 年度（平成 28 年度）より）

### 概要

○「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、ひとり親家庭の方が、一時的に家事育児が困難になった時に、支援員を派遣して家庭生活の安定を図るものである。支援員の派遣は市内の介護福祉事業所 7 か所に委託している。これまで、利用時間帯の延長や支援上限時間の拡大、緊急の利用ニーズへの対応など改善を図りながら実施している。サービスを利用する場合の利用者負担はない。

○「子どもの生活支援事業」として、平成 28 年秋から市内 2 か所に夜間の子どもの居場所となる施設を開設。基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供などの支援を実施している。食事の提供では、地域の有志からの寄付や藤沢市で実施されている農福連携の取組を活用して、地元の農業生産者からの寄付も受けている。

### （1）利用者のニーズに対応してサービス内容の拡充を図る日常生活支援事業

#### ①利用時間帯の延長や支援上限時間の拡大、緊急の利用ニーズへの対応など改善を重ねながら実施

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」はひとり親家庭の生活の安定を図るため、平成 22 年度から開始している。

支援員の派遣は、藤沢市内の介護福祉事業所 7 か所に委託しており、契約は 1 年ごとに締結している。原則として、利用者の居住場所に近い事業所に依頼をしている。

利用申請の申込期限については、少しでも緊急な事由に対応できるように、受託する事業所の意見を取り入れ、従来「利用日の 1 週間前まで」としていたが、平成 27 年度は「5 日前」までに変更した。さらに、平成 28 年度からは、緊急な事由の場合、受託事業所側で、支援員と調整がつけば当日でも受付を可能としている。

利用できる時間帯についても、平成 27 年度から、従来「午前 8 時半から午後 7 時まで」としていたものを「午前 8 時半から午後 8 時まで」に変更した。また、1 回あたりの支援上限時間について、時間外労働（残業や休日出勤が生じた時）の事由の場合は 2 時間から 3 時間に、傷病（通院含む）で家事が困難な事由の場合は 2 時間から 4 時間に、それぞれ延長している。

### ひとり親家庭等日常生活支援事業の対象と支援内容

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当を受けている又は同等の所得水準にある方</li> <li>・ 義務教育修了前（親が一時的な傷病の場合は児童扶養手当対象年齢）の子どもがいる母子家庭及び父子家庭等の方</li> <li>・ 疾病、事故、残業、出張、冠婚葬祭、技能取得のための通学、就職活動等、学校行事参加等社会通念上必要と認められる事由により、日常生活を営むのに支障が生じているため、生活援助、育児支援が必要な方</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食事の世話</li> <li>○ 住居の掃除、整理及び整頓</li> <li>○ 衣類の洗濯及び補修</li> <li>○ 生活必需品の買い物</li> <li>○ 子どもの日常の世話（2歳以上）</li> <li>○ その他日常的な範囲での必要な用務</li> </ul> <p>※ 支援の対象とならない内容（例：大掃除とみなされること、子どもの送り迎え、支援員宅等での子どもの預かり、看護が必要な子どもの世話 など）</p>

出典) 藤沢市「ひとり親家庭等日常生活支援事業」資料より作成

### 利用できる事由と1回あたりの支援時間（年度内1人当たり100時間が限度）

	支援回数	支援上限時間（1回当たり）
時間外労働（残業や休日出勤が生じた時）	月4回まで	3時間（2時間から延長）
傷病（通院含む）で家事が困難な時	加療期間	4時間 （傷病（通院含む）で家事が困難な時について、2時間から延長）
冠婚葬祭に出席する時	必要回数	
技能習得のために通学する時	必要回数	
就職活動をする時	必要回数	2時間
学校等の公式行事へ参加する時	必要回数	

出典) 藤沢市「ひとり親家庭等日常生活支援事業」資料より作成

### ②父子家庭中心の利用状況

平成27年度の利用状況をみると、登録者は59人、常時利用している人は10人前後であり、延べ利用回数は71件、このうち平日が67件となっている。また、58件が父子家庭による利用であり、母子家庭よりも利用が多い。

### ③いざという時に利用できる安心感を与える事業へ

事業の周知方法としては、児童扶養手当受給者への「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の案内の送付、市のホームページでの広報、ケーブルテレビやラジオでの藤沢市の広報番組内でのPRなどを行っている。

日常生活支援事業は、ひとり親家庭の親が一時的に家事・育児等が困難になった場合に、多様なニーズ、時間帯等に応じて家庭生活支援員を派遣するものである。利用者の中には継続的な派遣を希望する声もあるが、本事業は、ひとり親家庭の自立に向けた事業であることから、母子・父子自立支援員が利用者の要望を的確に聞き取りながら事業の説明を行っている。

これまでも利用時間帯や支援上限時間の延長、PR等を行っているが、利用件数が大き

く伸びていない状況にある。しかし、いざという時に頼れるということが、ひとり親家庭にとっての安心感につながるため、緊急時に対応できるような体制を整えておくことは必要と考えている。

## (2) 子どもの生活・学習支援事業として夜間の子どもの居場所となる施設を開設

### ①「子どもの生活支援事業」として開始

藤沢市では、ひとり親家庭等生活向上事業の子どもの生活・学習支援事業として、平成 28 年秋から「子どもの生活支援事業」という名称で、子どもの居場所を市内 2 か所に開設した。この事業は、ひとり親家庭や経済的に困難を抱えている家庭のうち、夜、保護者と一緒に過ごす時間が限られている、または十分な食事をとることができないなどの状況にある小・中学生等を対象に、安心して夜を過ごすことができる場を提供することを目的としている。

設置場所は、市内の南北に 1 か所ずつで、委託先となった 2 つの NPO 法人が用意した場所で、夕方から夜 9 時まで利用できる。

各施設では、以下のような支援が行われている。

- 基本的な生活習慣の習得
- 学習習慣の定着
- 食事の提供

このほか、状況により、子どもの送迎等も行うこととなっている。

### ②関係機関からの紹介を基本とした利用

市内 2 か所の居場所の定員は、1 日 10 人程度であり、現在、それぞれ 5~8 人程度が来所している。

対象は、小・中学生等であり、関係機関からの紹介が基本となっている。また、利用にあたっては、事前に子ども及び保護者との面談を行っている。

このため、居場所の案内については、紹介チラシも、市役所の窓口などには置かず、関係機関が、直接、相談を受けている家庭等へ手渡している。

平成 28 年度については、委託先を公募型プロポーザルで選定しており、事業開始後は、一定期間継続できることが望ましいと考えている。現在の委託先事業者は、これまでも地域において居場所や食事を提供する事業の経験を有している。各法人の職員のほか、大学生や教員 OB 等のボランティアにより運営されている。

なお、事業費は、平成 28 年度予算ベースで 2 か所合計 6,138 千円（1 か所は 9 月、もう 1 か所は 10 月開始）であり、事業費の内訳は、主に人件費と食事の提供関連の費用等である。

### ③食事の提供にあたっての食材確保では地元での農福連携の取組を活用

子どもの居場所における食事の提供のための食材に関しては、原則として委託料で対応しているが、地域の有志や農業生産者からの寄付も受けている。

このうち、農業生産者からの寄付については、藤沢市の福祉部と経済部が連携して平成 28 年 6 月に開始した農福連携の取組を子どもの居場所における食事の提供で活用しているものである。この連携は、JA さがみと藤沢市社会福祉協議会が調整を行っており、生産者から農産物などの寄付を受け、子どもに関する支援を行っている団体で活用する取組である。

#### ④事業を進める中で運営ノウハウを蓄積中

平成 28 年秋に夜間の居場所の事業を開始して以降、藤沢市も受託者も、日々新しい出来事に直面し、一つ一つ対応している状況にあり、運営のためのノウハウ等を学び、蓄積しつつある。

実際に事業を始めてみると、様々な生活習慣や文化的背景を持つ子どもが参加しており、限られた資源の中で、本来の支援を必要とする子どもをどのように把握し、支援するのか、生活困窮者向けの学習支援事業、地域の自主的な団体等が取組む子ども食堂などとの役割分担や連携をどのようにするのかなど、運営の方向性やノウハウ等について検討しながら取り組んでいくことが、今後の課題であると考えている。

以上